

2024年2月19日現在

商 品 名	自由金利型定期預金 大口定期
販 売 対 象	法人および個人の方
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 お預入れ時のお申し出により、自動継続（元金継続・元利金継続）をご利用いただけます。 ・ 満期日指定方式 1ヵ月以上3年未満
預 入	
預 入 方 法	一括預入
預 入 金 額	1,000万円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻しいたします。
利 息	
適 用 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入れ時の利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における利率を適用いたします。
利 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間2年未満……………満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 預入期間2年、2年超3年未満……………1年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間3年……………年1回、1、2年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間4年……………年1回、1年目から3年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間5年……………年1回、1年目から4年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間7年……………年1回、1年目から6年目に中間利払いをいたします。 ・ 預入期間10年……………年1回、1年目から9年目に中間利払いをいたします。 ・ 中間利払い……………4年、5年、7年、10年ものは約定利率 4年、5年、7年、10年もの以外は約定利率×70%
計 算 方 法	付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の方は、源泉分離課税20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）法人は総合課税となります。 ・ 2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が付加されています。 ・ 2016年1月1日より、法人がお受け取りをされるお利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率)

2024年2月19日現在

中途解約時の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率により計算したお利息とともに払戻いたします。なお、期限前解約利率は、中途解約時点の普通預金利率と中途解約利率を比較して、いずれか高い利率を適用いたします。また、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息額との差額を清算いたします。					
	解約日までの 預入期間	約定期間 1ヵ月以上 3年未満	3 年	4 年 5 年	7年	10年
	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率				
	6ヵ月以上 1年未満	約定利率 ×50%	約定利率 ×40%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%	約定利率 ×10%
	1年以上 1年6ヵ月未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×50%	約定利率 ×10%	約定利率 ×20%	約定利率 ×10%
	1年6ヵ月以上 2年未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×60%	約定利率 ×20%	約定利率 ×20%	約定利率 ×10%
	2年以上 2年6ヵ月未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×70%	約定利率 ×20%	約定利率 ×30%	約定利率 ×10%
	2年6ヵ月以上 3年未満	約定利率 ×70%	約定利率 ×90%	約定利率 ×20%	約定利率 ×30%	約定利率 ×20%
	3年以上4年未満			約定利率 ×40%	約定利率 ×50%	約定利率 ×30%
	4年以上5年未満			約定利率 ×60%	約定利率 ×70%	約定利率 ×40%
	5年以上6年未満				約定利率 ×80%	約定利率 ×50%
	6年以上7年未満				約定利率 ×90%	約定利率 ×60%
	7年以上8年未満					約定利率 ×70%
	8年以上9年未満					約定利率 ×80%
9年以上10年未満					約定利率 ×90%	
利率情報の 入 手 方 法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。					
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。					
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。					
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます。）以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。） 					